# 「同一労働同一賃金」をめざし、

## 連合ユニオン神奈川組合員(有期契約労働者)が提訴

原告のAさんは、約22年間にわたり有期労働契約の更新を重ねて正社員と同じ責任を担い働いてきたが、正社員との間で賃金や労働条件について大きな格差があり、これまでも格差改善を求めてきた。しかし、会社側の強硬姿勢により交渉が進展しないため、労働契約法20条違反として訴訟を決意した。

被告トーカロ(株)は、東証一部上場企業で昭和33年に溶射技術を導入し、コア事業とする表面改質分野のトップメーカーである。被告に正社員との間の賃金格差は不当だとし、給与や賞与などの差額3年分に相当する約480万円を求めて、2月19日に東京地裁に提訴した。

原告のAさんは「会社の成長は私自身の誇りであり、励みでありました。しかし、賞与が支給されるたびに、正社員から『車を買い替えた』とか『子どもの入学金に充てられる』などの話を聞く度に、何とも言えない虚しい気持ちを味わされてきました。私の裁判を通じて、同じように非正規という立場で働く人の待遇が少しでも改善されればという気持ちで提訴に踏み切りました」と語った。

「労働契約法 20 条」は有期労働者と無期労働者の間で不合理な労働条件に差をつけることを禁止している。原告の勤続 20 年を超えての訴訟は初めての例。これまでの裁判では正社員の長期雇用にインセンティブを付けるための格差と考えられていたが、この考え方を問われる裁判といえる。

安倍政権の「働き方改革」でも「同一労働同一賃金」がテーマになっている。雇用形態の違いによる不利益取り扱いをなくし、均等均衡待遇の実現を求める。



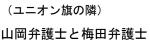
原告Aさん



連合ユニオン神奈川 紙屋顧問



嶋崎弁護士





#### 連合神奈川会長 柏木教一

### 連合神奈川は「非正規」とよばれる労働者の差別を無くすため闘います!

「非正規」と呼ばれる労働者が雇用労働者の約4割を占め職場を支える存在となっているにもかかわらず、賃金・一時金などだけでなく、休暇や福利厚生等においても正規雇用労働者との間に処遇格差が存在しています。

原告のAさんは、約22年間もの間、有期労働契約の更新を重ねて正社員と同じ責任を担い働いてきました。

原告のAさんは、平成13年から連合神奈川に加入する仲間であり、連合ユニオン神奈川としても長年にわたり団体交渉でAさんの賃金等格差の是正を求めてきました。これまでの交渉で、多少の待遇改善を勝ち取ってはきましたが、現在もAさんと正社員一般職の基本給とは大きな待遇格差が放置されたままですし、トーカロ(株)は労働契約法20条施行後も、かかる差別的取り扱いを改善しないことを表明しています。

少なく見積もっても基本給で月額4万5700万円以上の格差があり、正社員に支給されている地域手当(月額1万円)も一切支給されていません。一時金も少なくとも年間100万を超える格差があります。正社員に支給される退職金も一切ありません。

安倍政権がすすめる「働き方改革」でも非正規労働者の待遇改善がテーマとして掲げられていますが(「同一労働同一賃金」)、実際の職場にはまだまだAさんのような差別が多数残されており、このような職場での格差を無くすためには、何よりも職場の実態を知る私たち労働組合が一層取り組みを強めることが不可欠です。

そんな強い思いで、連合神奈川はこの裁判闘争を支援しようと決意しました。 連合神奈川の仲間は、これからも差別と闘うために裁判に訴えようと決意した 勇気あるAさんを、全力で支えていきます。

皆さま、応援を宜しくお願い致します。

# トーカロ・20条裁判で闘う仲間への激励

日本労働組合総連合会総合組織局長 山根木 晴久

トーカロ・20 条裁判で闘っている連合神奈川ユニオンの仲間に対 して、心から激励のエールを送ります。

約22年もの長期にわたり会社の為に懸命に働いてきたにも拘わらず、その処遇は同社で働く正社員とは大きな格差があり、今般労働契約法20条を活用した処遇改善訴訟に踏み切られた決意を私たちはしっかりと受け止め裁判闘争を支援します。

労働契約法20条は同一の使用者と労働契約を締結している有期と 無期の労働者の間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条 件に差をつけることを禁止するルールです。しかしながら、法施行か ら4年を経過した今も十分に周知されていない現状があります。

今回の連合神奈川ユニオンの闘いは、すべての不合理な労働条件 格差のもとで働く仲間の処遇改善につながる闘いでもあります。

納得できる判決が引き出せるようともに頑張りましょう!